

医療法人社団曙会

2025年 喀痰吸引等研修（第1号研修・第2号研修）

募集要項

1 目的

特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年度厚生省令49号。以下「施行規則」という）附則第4条に基づく研修（第1号研修・第2号研修）を実施し、適切に痰吸引等を行うことができる介護職員を養成します。

2 実施主体

医療法人社団 曙会とします。

3 対象者

次の（1）～（4）の受講要件をすべて満たす方が対象となります。

- （1） 県内の高齢者・障がい者施設・事業所に勤務している介護職員であること。
- （2） 研修の全過程を、確実に受講できること。
- （3） 所属施設・事業所に、痰吸引等が必要な利用者がいること。（居宅系サービスの場合は、連携する訪問看護事業所に痰吸引等が必要な利用者がいること。）
- （4） 次の基準を満たす実地研修機関（原則として泉リハビリテーション病院・特別養護老人ホームあざみ苑・はまなす苑・でいごまたは受講者が所属する施設・事業所、利用者宅）において実施研修を行うことができること。

実施研修機関選定基準

- ① 国または県の指導者講習を修了し、実施研修を指導することができる医師または看護職員（看護師、保健師及び助産師）との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。
- ② 当該管理体制の下、次の条件が担保されること。
 - ・ 書面により医師の指示を受け、実地研修を実施することができること。
 - ・ 利用者または利用者本人からの同意を得ることが困難な場合にはその家族など（以下「実施研修協力者」という）に対しての研修の趣旨を説明した上で、実施研修への協力について書面による同意承認を受けられることができること。
 - ・ 事故発生時の対応（関係者への報告、実施研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置及び事故対応などに係る記録及び保存などを含む）について、体制を整備することができること。
- ③ 出席状況など、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存できること。

4 研修内容

大項目	中項目	時間数	時間数
人間と社会	個人の尊厳と自立	0.5	1.5 時間
	医療の倫理	0.5	
	利用者や家族の気持ちの理解	0.5	
保健医療制度と チーム医療	保健医療に関する制度	1.0	2.0 時間
	医療行為に関する法律	0.5	
	チーム医療と介護職との連携	0.5	
安全な療養生活	たんの吸引や経管栄養の安全な実施	2.0	4.0 時間
	救急蘇生法	2.0	
清潔保持と感染予防	感染予防	0.5	2.5 時間
	職員の感染予防	0.5	
	療養環境の清潔、消毒法	0.5	
	滅菌と消毒	1.0	
健康状態の把握	身体・維持の健康	1.0	3.0 時間
	健康状態を知る項目（バイタルサイン等）	1.5	
	急変状態について	0.5	
高齢者および障害児 の「たんの吸引」 概論	呼吸の仕組みとはたらき	1.5	11 時間
	いつもと違う呼吸状態	1.0	
	たんの吸引とは	1.0	
	人工呼吸器と吸引	2.0	
	子どもの吸引について	1.0	
	吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応 説明と同意	0.5	
	呼吸器系の感染と予防（吸引と関連して）	1.0	
	たんの吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0	
	急変、事故発生時の対応と事前対策	2.0	
	高齢者及び障害児・者 の「たんの吸引」実施 手順解説	たんの吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、 清潔の保持	
吸引の技術と留意点		5.0	
たんの吸引に伴うケア		1.0	
報告及び記録		1.0	
高齢者及び障がい児・ 者の「経管栄養」概論	消化器系の仕組みとはたらき	1.5	10.0 時間
	消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0	
	経管栄養法とは	1.0	
	注入する内容に関する知識	1.0	
	経管栄養実施上の留意点	1.0	
	子どもの経管栄養について	1.0	
	経管栄養に係る感染と予防	1.0	
	経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対 応、説明と同意	0.5	
	経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0	

	急変、事故発生時の対応と事前対策	1.0	
高齢者及び障がい児 ・者の「経管栄養」 実施手順概論	経管栄養で用いる器具・器材とのその仕組み、清潔保持	1.0	8.0 時間
	経管栄養の技術留意点	5.0	
	経管栄養に必要なケア	1.0	
	報告及び記録	1.0	
			50 時間

基本研修（演習）研修カリキュラム

	行 為	回 数
痰の吸引	口腔内の喀痰吸引	5 回以上
	鼻腔内の喀痰吸引	5 回以上
	気管カニューレ内の喀痰吸引	5 回以上
経管栄養	胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	5 回以上
	経鼻経管栄養（滴下）	5 回以上
	経鼻経管栄養（半固形）	5 回以上
	救急蘇生法	1 回以上

実地研修カリキュラム

第一号研修

	科 目	実 施 回 数
痰の吸引	口腔内の喀痰吸引	10 回以上
	鼻腔内の喀痰吸引	20 回以上
	気管カニューレ内の喀痰吸引	20 回以上
経管栄養	胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養（滴下）	20 回以上
	胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養（半固形）	20 回以上
	経鼻経管栄養	20 回以上

第二号研修

	科 目	実 施 回 数
痰の吸引	口腔内の喀痰吸引	10 回以上
	鼻腔内の喀痰吸引	20 回以上
経管栄養	胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養（滴下）	20 回以上
	胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養（半固形）	20 回以上
	経鼻経管栄養	20 回以上

基本研修（講義）の全てを受講した方に対して筆記試験を実施し、知識の定着の確認を行います。
基本研修（演習）及び実地研修については、評価の実施により技能の習得の確認を行います。

5 研修の一部免除

次の研修を修了した方は、喀痰吸引等研修（第一号研修及び第二号研修）の一部を履修したものととして取り扱うことができます。対象となる研修及び履修免除の範囲は次のとおりです。

	(履修免除の範囲)
(1) 社会福祉法及び介護福祉法第40条2項第1号から3号までもしくは第5条の規定に基づく養成施設もしくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校もしくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した方	基本研修 *
(2) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条2項1号から3号までもしくは第5条の規定に基づく養成施設もしくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校もしくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した方	基本研修及び実地研修 *
(3) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適正に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した方	基本研修の演習のうち「虚空の喀痰吸引」および実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」
(4) 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象者）の研修（平成22年度老人保健増進など事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研修事業」を修了した方	基本研修（講義）基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）
(5) 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した方	基本研修（講義）（筆記試験に合格した方）基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る。）

※（1）（2）に関する注意事項

医療的ケアの科目を通信課程で履修した方については、【高齢者及び障がい児・者の「たんの吸引」実施手順解説】【高齢者および障がい児・者の「経管栄養」実施手順解説】の補講を受講していただきます。

6 研修会場

基本研修（講義・演習）筆記試験の会場及び日程は下記のとおりです。実施研修は実施研修機関において実施していただきます。期間は、原則として基本研修修了証明発行日から6か月以内とします。

会場

講義・筆記試験	流山中央病院附属泉リハビリテーション病院 会議室
演習	流山中央病院附属泉リハビリテーション病院 会議室
実地研修	流山中央病院附属泉リハビリテーション病院 特別養護老人ホーム あざみ苑 各利用者の居宅または居所（施設を含む）

※公共交通機関をご利用ください。

7 遅刻・早退・欠席の取り扱い

遅刻・早退・欠席があった場合には、その科目について講習またはレポート提出などの補講を行います。補講を受けられない場合、その科目の修了は認めないものとし、再度、受講するものとします。

8 補講の実施

基本研修（講義・演習）の補講などについては以下のとおり実施します。

(1) 基本研修（講義）語の筆記試験が不合格の場合

筆記試験を不合格となった者のうち、総正解率7割以上の者に対しては、別途補講日と再試験をそれぞれ設け、補講と再試験を実施します。なお、補講及び再試験は1回までとし、補修の修了が認められない場合もしくは再試験が不合格の場合は、基本研修（講義・演習）の履修を無効とします。

(2) 基本研修（演習）の評価が不合格の場合

所定回数以上の演習を行った上で、評価が不合格となった者に対し、別途補講日を設け、補講を実施し、改めて評価を行います。なお、補講は1回までとし、評価が不合格であった場合は、基本研修（講義・演習）の履修を無効とします。

9 募集期間 【2025年】

	開始月	受講申し込み開始	締め切り日	選考結果通知
第1回	令和7年2月～	令和7年1月	令和7年1月25日	随時
第2回	令和7年9月～	令和7年4月	令和7年8月31日	随時

10 受講定員

15名

11 受講料

受講料は130,000円としています。尚、研修の一部を受けられる方は、減額されます。

【喀痰吸引等研修 受講料内訳 受講料一覧表】

	受講料	減額対象者（修了済の研修がある方）			特別養護老人ホーム14時間研修修了者	喀痰吸引等研修（第二号研修修了者）	人工呼吸器装着者への実施研修
		喀痰吸引等研修修了者	介護福祉実務者研修 医療的ケア50時間修了者	通信課程 スクリーニング			
基本研修費 （テキスト含）	40,000円		4,000円 2項目受講		40,000円		
演習費	20,000円				17,000円		10,000円
実地研修費 1行為10,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	1行為 10,000	10,000円
事務処理費	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	10,000円	10,000円
合計	130,000円	60,000円	64,000円	60,000円	127,000円	10,000+α	30,000円

※ 補講・追試 1,100円/1科目

1 2 申込書類

- ・喀痰吸引等研修受講申請書
- ・推薦状
- ・研修の一部免除対象者は修了証明書の写し

1 3 申込方法

上記の申込書類を施設・事業所ごとにとりまとめ、下記窓口まで郵送もしくはご持参ください。

受付時間 平日 9:00~16:00

【窓口】〒270-0114 千葉県流山市東初石 2-117-3

流山中央病院居宅介護支援事業所 喀痰吸引等養成施設事務局

1 4 選考方法

次の選考基準に基づき、受講者を選定します。

【選考基準】

受講定員を上回る申込みがあった際は、喀痰吸引及び経管栄養の利用者多い施設からの申込者を優先する。

1 5 選考結果の通知とその後の手続き

申込みをされた方には、受講決定もしくは不決定の通知を随時送付します。なお、電話による決定・不決定についての問い合わせには一切応じません。ご了承ください。受講決定通知には、併せて「受講の手引き」を送付します。その手引きに従って受講料を指定された期間内に銀行振り込みによりご入金ください。

日程

		2月開講	9月開講
1日目	開校式 個人の尊厳と自立 医療の倫理 利用者や家族の気持ちの理解 保健医療に関する制度 医行為に関する法律 チーム医療と介護職との連携 感染予防 職員の感染予防 療養環境の清潔、消毒法 滅菌と消毒	2月1日 (土)	9月6日 (土)
2日目	身体・維持の健康 健康状態を知る項目（バイタルサイン） 急変状態について たんの吸引や経管栄養の安全な実施 救急蘇生法 （演習）救急蘇生法（1回以上）	2月8日 (土)	9月13日 (土)
3日目	習熟確認テスト 呼吸の仕組みとはたらき いつもと違う呼吸状態 たんの吸引とは 人工呼吸器と吸引 子どもの吸引について	2月15日 (土)	9月20日 (土)
4日目	吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応 呼吸器系の感染と予防（吸引に関連して） たんの吸引により生じる危険、事後の安産確認 急変、事故発生時の対応と事前対策 習熟確認テスト（たんの吸引概論） たんの吸引で用いる器具・器材とその仕組み たんの吸引に伴うケア	2月22日 (土)	9月27日 (土)
5日目	報告及び記録 吸引の技術的留意点	3月1日 (土)	10月4日 (土)
6日目	消化器系の仕組みと働き 消化・吸収とよくある消化器の症状 経管栄養法 注入する内容に関する知識 経管栄養実施上の留意点	3月8日 (土)	10月11日 (土)

	子どもの経管栄養について		
7日目	経管栄養に関係する感染と予防 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応 説明と同意 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認 急変、事故発生時の対応と事前対策 習熟確認テスト（経管栄養概論） 経管栄養で用いる器具、器材とその仕組み、清潔の 保持 経管栄養に必要なケア 報告及び記録	3月15日 (土)	10月18日 (土)
8日目	経管栄養の技術的留意点 筆記試験 演習オリエンテーション 試験結果発表	3月22日 (土)	10月25日 (土)
9日目	演習試験 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養（滴下） 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養（半固形） 経鼻経管栄養	3月29日 (土)	11月1日 (土)
	実地研修 指導者の下、所定の実施回数が修了するまでの期間		